

## 第6分科会

# 「（自立支援）協議会が拓く豊かな生活のステージ」

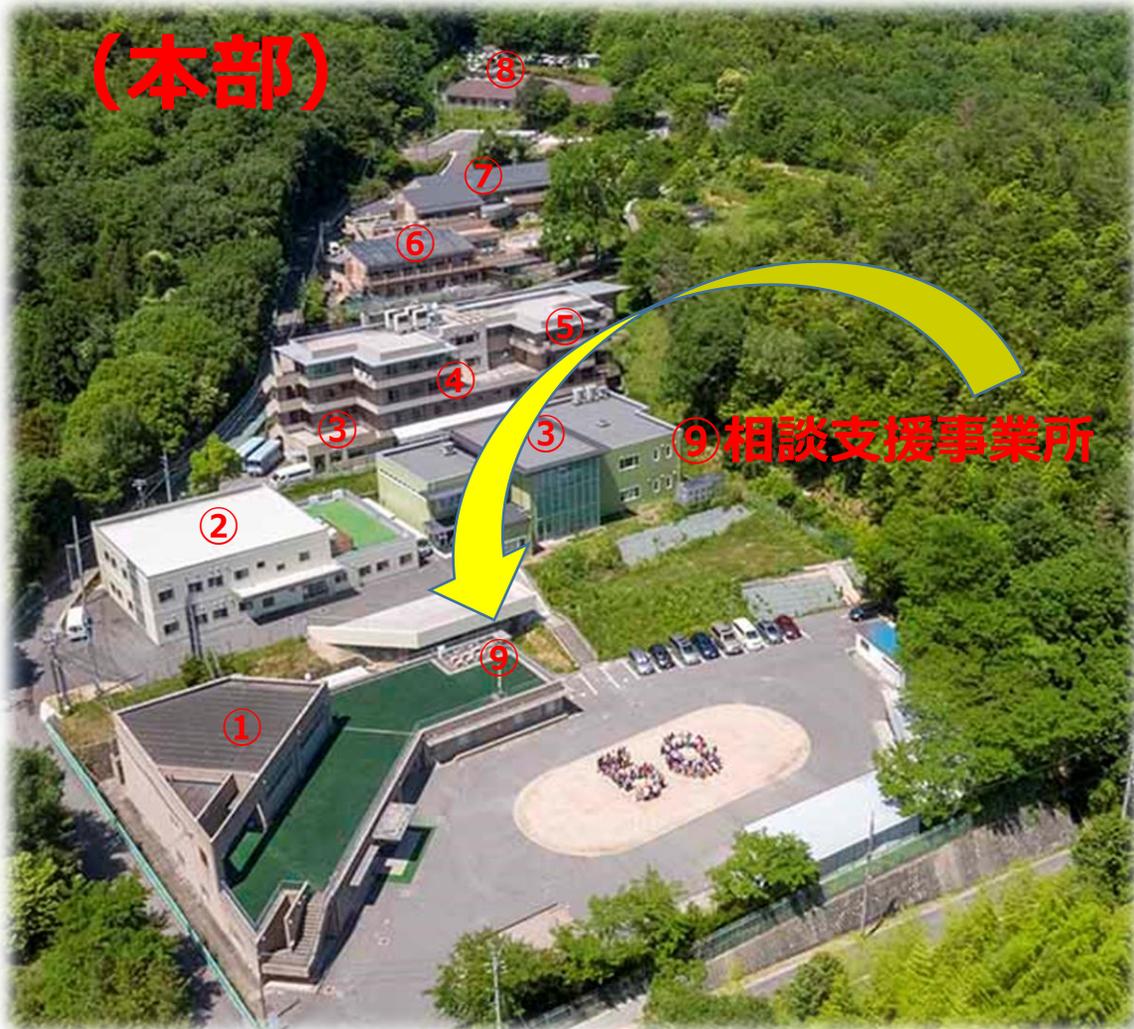
～広島市自立支援協議会安佐南区地域部会の取組～

社会福祉法人三矢会（さんしかい）  
太田川学園障害者相談支援事業所 リガーレ  
広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター リガーレ  
所長兼相談支援専門員 一丸善樹

# 法人紹介

## 社会福祉法人三矢会 太田川学園

(昭和43年創立 創立51年目を迎えました)



①地域交流センター  
(事務局・相談支援事業所)



③生活介護事業所  
(通所70名)



⑥第1成人部アネックス  
(入所32名)



⑧第3成人部 (入所30名)



②児童部 (入所21名)



③生活介護事業所 (1F 通所)  
④第4成人部 (2F 入所15名)  
⑤第2成人部 (3・4F 入所3名)



⑦第1成人部成人棟  
(入所35名)



⑨相談支援事業所



広島市安佐南区伴東三丁目16-1

① 豊平グリーンハイツ  
(入所 30名)

②

北広島町都志見字須頭谷12629-6

北広島町阿坂字坤東12332-1

③

①

③

水耕栽培ハウス

しいたけハウス

②

しいたけハウス

物故者慰霊塔

広島県山県郡北広島町 (全体)

北広島町都志見字須頭谷12629-2

## 高陽寮（入所 52名）

広島市安佐北区落合南町金川201-1

広島市安佐南区伴中央六丁目36-9

## グループホームおおたがわ（7名）

広島市安佐北区亀山南五丁目41-32

### 相談支援事業所の業務とスタッフ

（業務）

広島市安佐南区障害者基幹相談支援センターリガーレ（委託）

太田川学園障害者相談支援事業所リガーレ（指定）

（スタッフ）

相談支援専門員 5人・相談員 1人  
（6人体制）

# 障害者総合支援法

## 第1条（目的）

この法律は、**障害者基本法の基本的な理念**にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び障害児の福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

# 第八十八条（障害福祉計画）

## 市町村障害福祉計画

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 第八十八条の一の八

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、**市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。**

## 第八十九条の三（協議会の設置）

自立支援協議会の  
法定化

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなくてはならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

# 自立支援協議会の機能

情報機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信</li></ul>
調整機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の関係機関によるネットワークの構築</li><li>・ 困難事例への対応のあり方に対する協議，調整</li></ul>
開発機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の社会資源の開発，改善</li></ul>
教育機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 構成員の資質の向上の場として活用</li></ul>
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 権利擁護に関する取り組みを展開する</li></ul>
評価機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中立・公平性を確保する観点から，委託相談支援事業者の運営評価</li><li>・ サービス利用計画作成費対象者，重度包括支援事業等の評価</li><li>・ 市町村相談支援強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用支援協議会の活用</li></ul>

# 広島市障害者自立支援協議会の仕組み

広島市施策推進委員会

市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴く

災害後生活支援システムPJ

広島市自立支援協議会  
(事務局)  
広島市障害自立支援課

テーマ別プロジェクト

相談支援専門部会

権利擁護部会

## 地域密着型協議会

中区  
地域部会  
事務局  
めーぷる

東区  
地域部会  
事務局  
ぬくもりのサロン

南区  
地域部会  
事務局  
光清学園

西区  
地域部会  
事務局  
ネクストライフ

安佐南区  
地域部会  
事務局  
リガーレ

安佐北区  
地域部会  
事務局  
リアライヴ高陽

安芸区  
地域部会  
事務局  
瀬野川学園

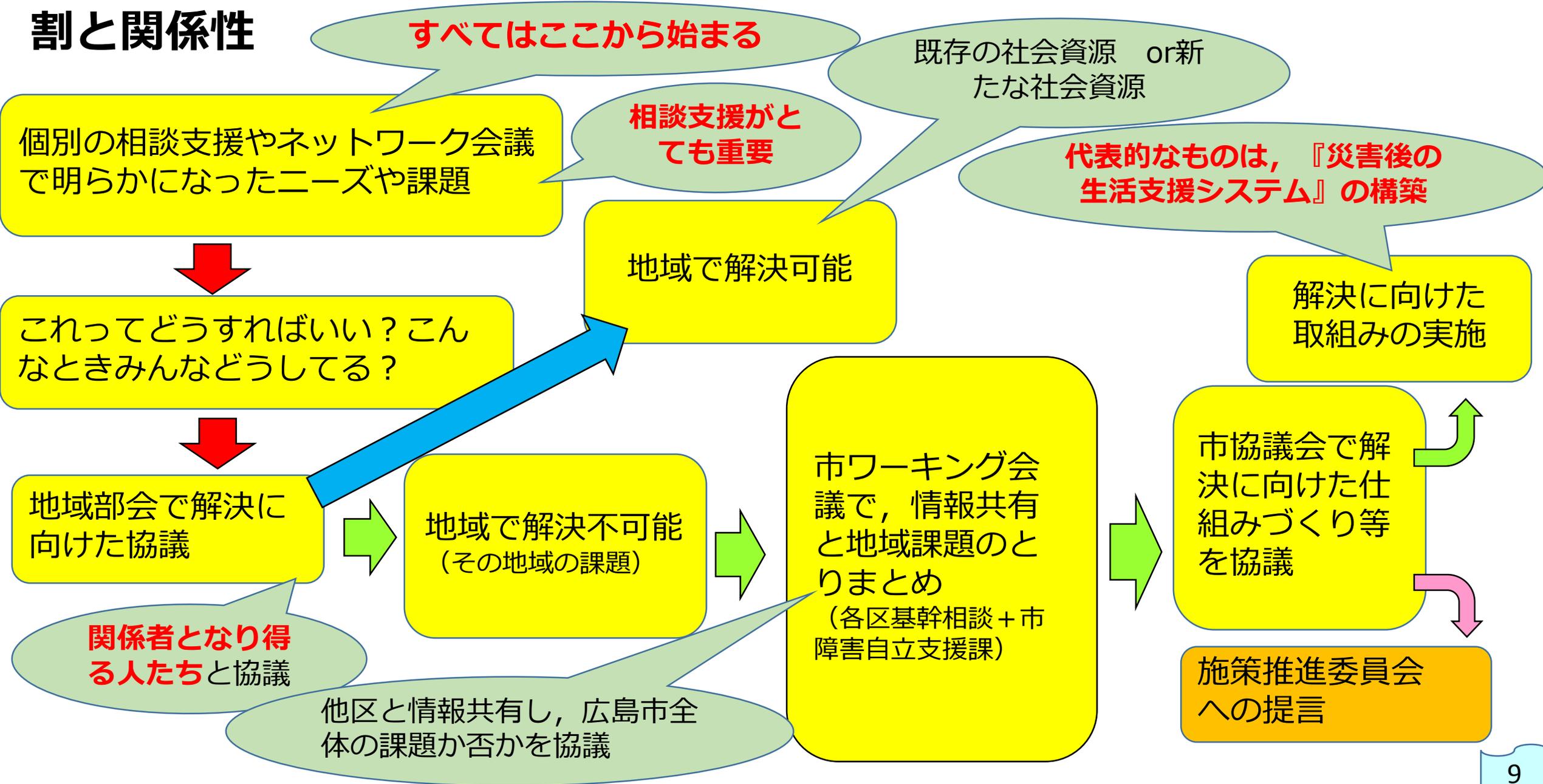
佐伯区  
地域部会  
事務局  
鈴が峰

ワーキング会議  
(基幹+行政)

基幹会議

障害者等 (個別の相談支援・個別支援会議・ネットワーク会議で出たニーズや課題)

# 広島市障害者自立支援協議会と広島市障害者自立支援協議会地域部会の役割と関係性



安佐南区地域部会のテーマ

「つながる」

まずは、安佐南区地域部会を活用して、地域のできるだけ多くの人と「つながる」＝「お互いを理解すること」こと、つながったら「つながり続ける」＝「お互いの理解を深め、協力し合うこと」ことを目的に取り組む

# 地域のみんなが「つながる」ことができる地域部会にする為に

行政や障害福祉関係者だけでなく、他職種の方や当事者や家族を含めた地域住民の方たちと「こんなことで困っとるんよ」「どういう事なんかね」「どうすりゃあええかね～」「こうしてみようや」「**わしら、こうゆうことじゃったら協力できるでえ**」など、**みんなて話し合っつて、みんなて決めてできることからやってみる。**

(※話し合う材料(個別課題)を提供するのは相談支援専門員)

**目指しているのは、地域全体が関係者**

**結果的に、地域生活支援拠点につながる**

(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)

**さらに、続けていけば地域共生社会の実現ができるかも  
(我が事・丸ごと)**

この取り組みに平行して、地域部会と他の地域組織との連携(つながり)も強化して行く

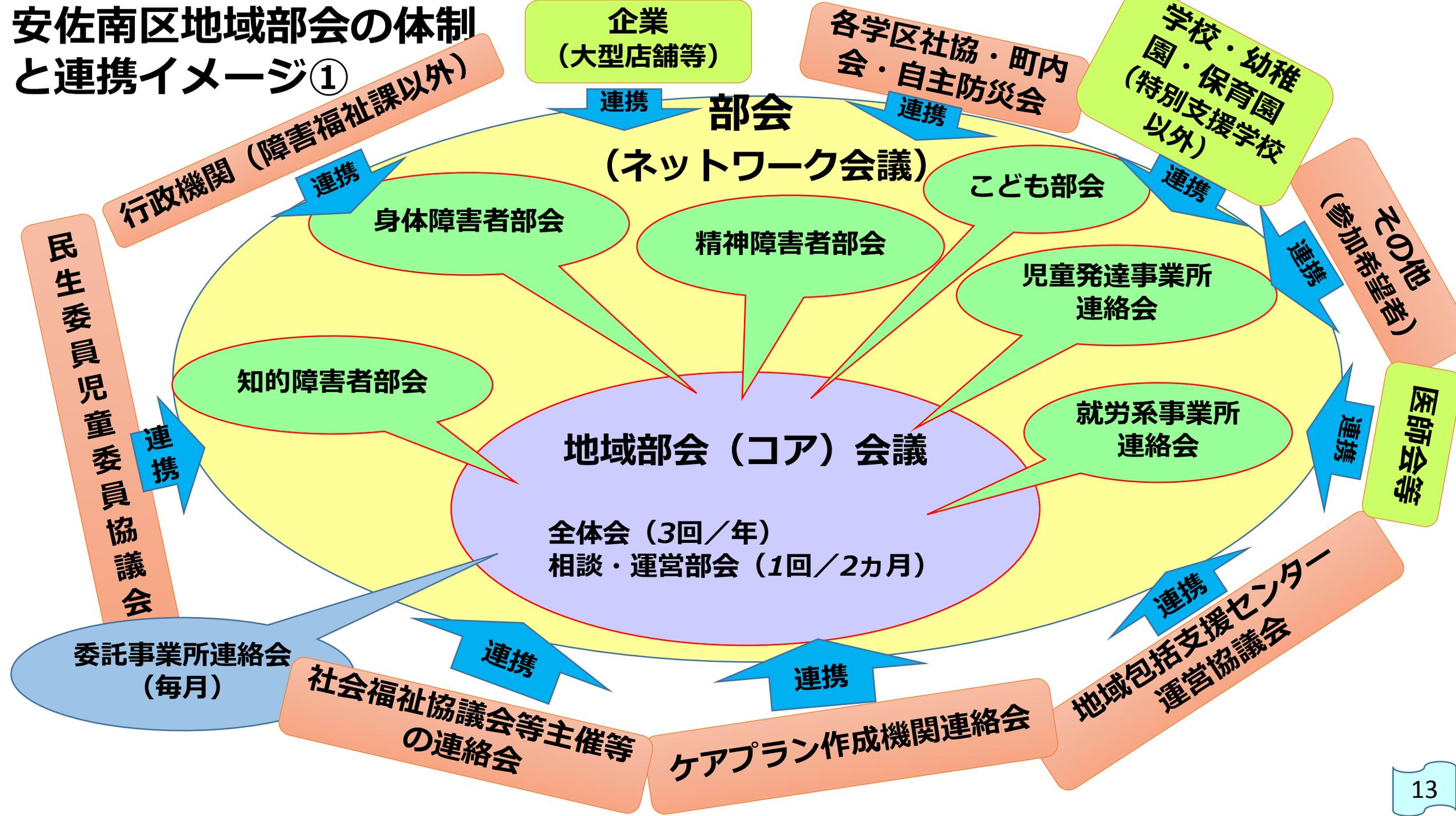
# 地域部会の主な役割と取り組み

(開催頻度は、定例会のみ、その他臨時の部会開催あり)

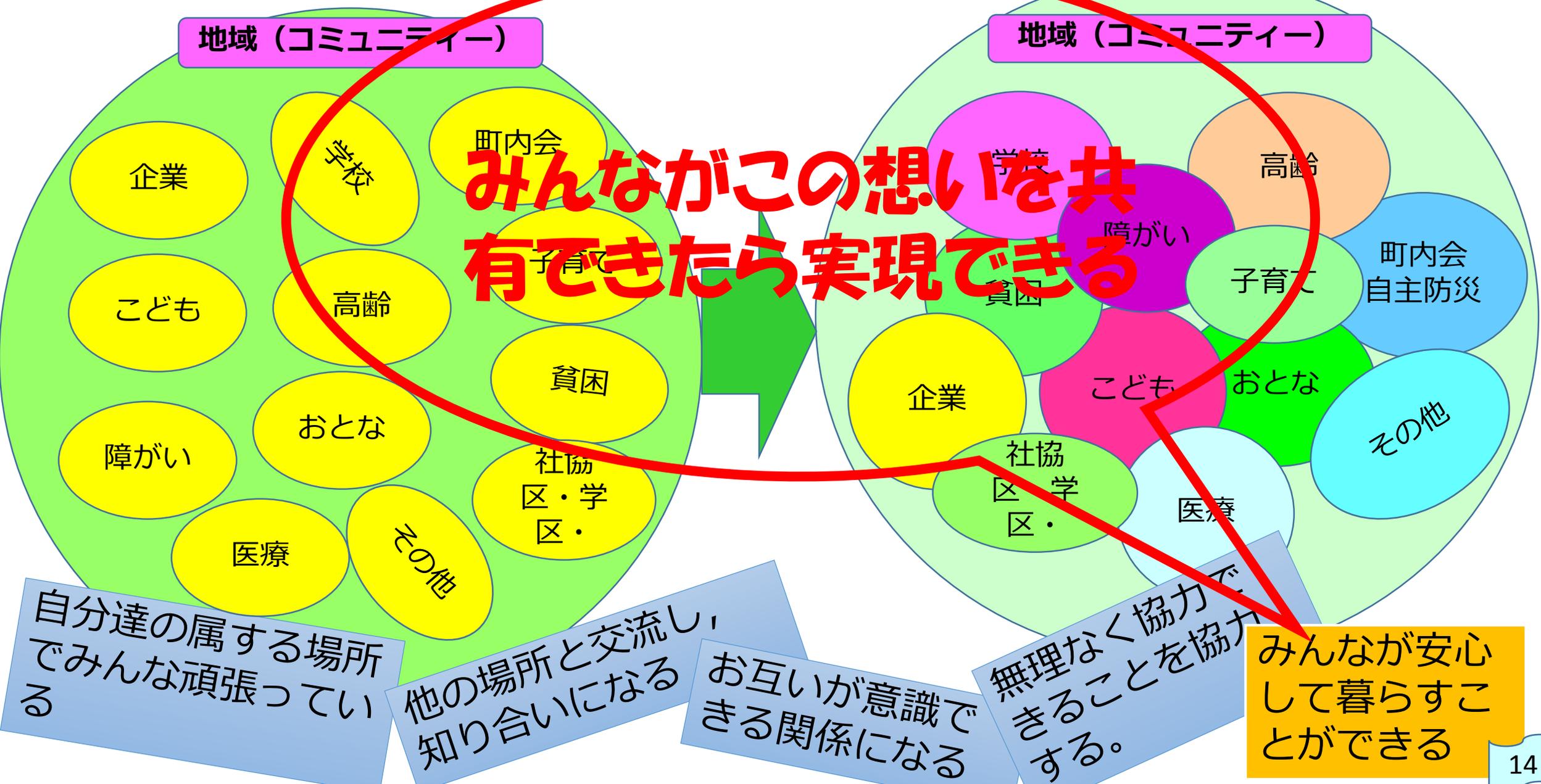
	開催頻度	主な役割	主な取り組み
全体会	1回／4ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部会活動報告／情報交換・共有</li> <li>障害理解の啓発(研修会)</li> </ul>	各部会の取組及び課題報告。課題取組方針報告／知的及び精神障害／65歳問題／発達障害理解講座開催／当事者講演／社会資源の創設／意見交換・情報共有／災害後生活支援勉強会, 定期啓発等
相談・運営部会	1回／2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会運営, /情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討, /各種研修会</li> </ul>	各部会運営報告, 方針協議／事例報告・事例検討／総合相談会／制度の勉強会／初任研受講者事前研修・新人相談支援専門員研修／災害後生活支援勉強会, 定期啓発等
知的障害者部会	1回／2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討／研修会・イベント開催</li> </ul>	事例検討／課題抽出・整理／音楽交流会開催／施設見学開催(4箇所)／意見交換・情報共有／制度勉強会／災害後生活支援勉強会, 定期啓発等
身体障害者部会	1回／2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討／研修会・イベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討／意見交換・情報共有／課題抽出・整理／ピアカン勉強・体験会</li> <li>当事者講演会施設見学(1箇所)／災害後生活支援勉強会, 定期啓発等</li> <li>差別解消法の検証会及び広島市条例について検討会</li> </ul>
精神障害者部会	1回／2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討／研修会・イベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換・情報共有／交換会</li> <li>アンケート調査実施</li> <li>災害後生活支援勉強会, 定期啓発等</li> </ul>
こども部会	1回／2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討／研修会・イベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査(課題抽出)／事例検討</li> <li>意見交換・情報共有</li> <li>施設見学開催</li> <li>就学前児童の保護者向け定期交流会「茶っと」開催</li> <li>災害後生活支援勉強会, 定期啓発等</li> </ul>
児童発達事業所連絡会	1回／3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討／研修会・イベント開催</li> </ul>	事業所間の情報交換・共有／事例検討／「思春期の性」研修会WISC研修会／事業所紹介作成(HP掲載用)／災害後生活支援勉強会, 定期啓発等
就労系事業所連絡会	1回／3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換・共有(課題抽出)</li> <li>事例検討／研修会・イベント開催</li> </ul>	事業所間の情報交換・共有／事例検討／サビ管研修会／合同事業所説明会開催／事業所紹介作成(HP掲載用)／災害後生活支援勉強会, 定期啓発等

※安佐南区地域部会では、ホームページを作成しています。活動状況や事業所情報等の掲載をしています。是非、一度ご覧ください。

# 安佐南区地域部会の体制 と連携イメージ①



# 目指す地域連携イメージ②



ご清聴ありがとうございました。